

「あいち地球温暖化防止戦略 2030」の概要

第1章 総論

1 策定の趣旨

- 「あいち地球温暖化防止戦略 2020」策定以降の、エネルギー環境を始めとする社会情勢の変化や国内外における中長期的な地球温暖化対策の動向を踏まえた見直しを行う。
- これまでの取組状況等の評価や課題などを踏まえながら、温室効果ガスの削減目標及び施策体系等を見直す。
- 地域の実情に合わせた「気候変動の影響への適応」についても記述

2 基本的事項

(1) 戦略の位置づけ

- 地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく「地球温暖化の防止に関する計画」

(2) 計画期間

- 2030年度までとし、概ね5年ごとに見直し

(3) 戦略が取り扱う範囲

- 温室効果ガス排出量の低減により地球温暖化の抑制に取り組む「緩和策」とともに、それでも避けられない影響に対して被害を最小限にとどめるよう「適応策」に取り組む

第2章 地球温暖化対策の現状と課題

1 地球温暖化問題とは

- 温暖化の主因が人間の影響によるものである可能性が極めて高い
- 将来の気温は現在よりも上昇する（21世紀末に最大+4.8℃）

2 地球温暖化対策の動向

(1) 国際社会における動向

- 2020年以降の新たな国際枠組である「パリ協定」では、世界共通の長期目標として2℃目標を設定、1.5℃の努力目標に言及

(2) 我が国における動向

- 2030年度の温室効果ガス排出量削減目標（2013年度比で26.0%削減）を掲げる「地球温暖化対策計画」が策定されるとともに、政府として初の「気候変動の影響への適応計画」を策定

3 本県における地球温暖化対策

(1) 本県の地球温暖化対策の経緯

- 「あいち地球温暖化防止戦略」が目標年度を迎えたことから、2012年2月、「あいち地球温暖化防止戦略 2020」を策定

(2) あいち地球温暖化防止戦略 2020 に基づく取組と結果

- 「日々の暮らし」、「モノづくり」、「地域基盤」、「県民意識」の4つの取組方針のもと、重点施策と数値指標を設定して取組を推進
- 取組の結果、住宅用太陽光発電施設の設置基数や次世代自動車の普及台数が全国1位となるなどの成果

(3) 評価と課題

- 「2020年度に1990年度比で15%削減」する目標に対して、2013年度の温室効果ガスの総排出量は1990年度比で8.7%増加
- 家庭部門は、核家族化等に伴う世帯数の増加や家電製品の多様化・複数化などの影響により排出量が大幅に増加
- 業務部門は、オフィスビルや商業施設等の総延床面積の増加などの影響により排出量が大幅に増加
- 産業部門及び運輸部門についても、一層の削減が必要な状況

第3章 緩和策の基本的な考え方

1 目標年度

- 2050年頃に持続可能な低炭素社会を実現するという長期目標の下、その中間に位置する2030年度を目標年度とする

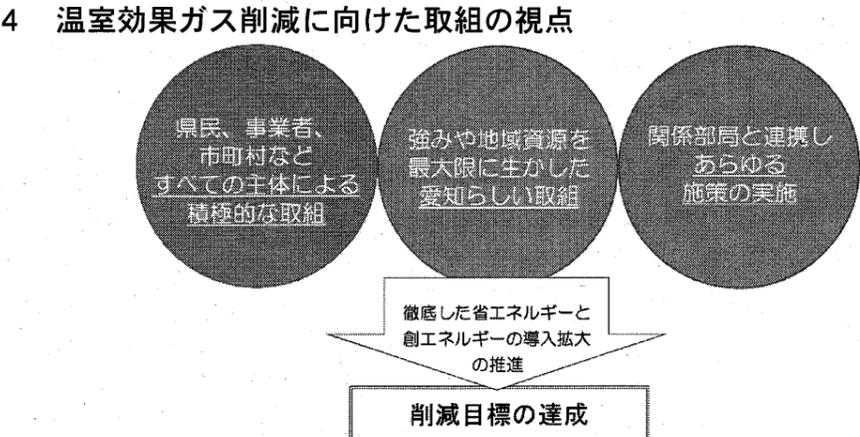
2 2030年度における目指すべき社会像

- 健康的で豊かな低炭素型の生活環境
- 環境と経済が調和した活力ある産業社会
- 環境配慮と利便性が両立した交通体系
- 地域の特性を生かした環境負荷の小さな都市
- 多様なエネルギー源による安全で安定したエネルギー社会

3 温室効果ガス排出量の削減目標

- 2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減（2030年度の電力排出係数が0.37kg/kWhであることを前提とし、進捗等の評価の際は電力排出係数を0.37kg/kWhで行う。）

(単位：千 t-CO ₂)		2030年度		
		2013年度 排出量	排出量	2013比
エネ 起源 CO ₂	産業部門	40,153	34,713	▲13.5%
	業務部門	12,072	6,101	▲49.5%
	家庭部門	8,584	4,537	▲47.1%
	運輸部門	13,327	9,476	▲28.9%
	エネ転換部門	2,435	1,951	▲19.9%
その他ガス		5,812	4,397	▲23.6%
吸収源		—	▲242	—
合計		82,384	60,933	▲26.0%



第4章
緩和策の施策体系

取組分野	県の施策の方向性と具体的取組	
1 「暮らし」における低炭素化 【家庭部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> ■低炭素型のライフスタイルへの転換を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・「COOL CHOICE」と連動した県民運動の展開 ・家庭向け省エネ診断などによる「見える化」と「気づき」を通じた実践行動の促進 ・企業や市町村等と連携したクールシェアなどの取組の推進 ■家庭のエネルギー消費を削減する <ul style="list-style-type: none"> ・店舗による家電等の省エネ情報提供の促進 ■環境に配慮した住宅を普及する <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・創エネ・蓄エネ設備の導入による「スマートハウス化」の促進 ・既設住宅の高断熱化の促進 	
2 「事業活動」における低炭素化 【産業・業務部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> ■大規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の自主取組促進に向けた「地球温暖化対策計画書制度」の充実 ■中小規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業を対象とした総合的な支援 ・環境負荷低減設備の導入に対する低利融資 ■環境に配慮した建築物を普及する <ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県建築物環境配慮制度」の効果的運用 ■低炭素型の技術・製品・サービスの提供を促進する <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究や事業化支援などによる次世代自動車産業や環境・エネルギー産業の振興 ・顕彰制度による優れた製品等の発掘・支援 ■農林水産業の省エネ化を促進する ■行政による率先取組を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・県有施設の照明のLED化などの率先行動 	
3 地域環境の低炭素化	3-1 「自動車利用」における低炭素化 【運輸部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> ■環境負荷の低い交通・運輸への転換を促進する ■自動車使用に伴う環境負荷を低減する <ul style="list-style-type: none"> ・導入補助や課税免除などによる次世代自動車の普及拡大 ・関連団体等と連携したエコドライブの普及
	3-2 「地域」における低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ■環境負荷の小さな都市づくりを推進する <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による都市づくりに対する支援 ■太陽エネルギーの恵みを有効活用する <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電・太陽熱利用施設の普及拡大 ■未利用資源・エネルギーなど地域の資源を活用する <ul style="list-style-type: none"> ・小水力やバイオマスなど地域資源の活用 ・未利用資源を活用した地域循環圏の形成
	3-3 「再生可能エネルギー等」の利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■水素社会の実現に向けた取組を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・再エネを活用して水素を製造する「低炭素水素サプライチェーン」の構築・拡大 ■環境・新エネ分野の産業振興を推進する

取組分野	県の施策の方向性と具体的取組	
4 そ の 他 の 温 室 効果 ガス 削減 対策	4-1 廃棄物由来の二酸化炭素対策	<ul style="list-style-type: none"> ■廃棄物の排出量や処分量を抑制する ■廃棄物を資源として活用する <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した循環ビジネスの事業化支援
	4-2 代替フロン等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ■フロン類の排出を抑制する
5 温室効果ガスの吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ■森林の持つ多面的機能を発揮させる <ul style="list-style-type: none"> ・植栽や間伐など適切な森林整備・保全の推進 ■吸収したCO₂を長期間貯蔵する <ul style="list-style-type: none"> ・認証制度などによる県産木材の利用拡大 ■身近な吸収源を確保する <ul style="list-style-type: none"> ・都市の緑化の推進 	
6 低炭素社会の形成に向けた「人づくり(環境学習・教育)」	<ul style="list-style-type: none"> ■低炭素型の価値観を形成する <ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた教育・学習機会の提供 ■指導者や専門的な技術・知識を持つ人材を育成する <ul style="list-style-type: none"> ・推進員等の資質向上と活動の場の創出 	

第5章
気候変動の影響への適応策

1 適応策の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和策」だけではなく、すでに現れている影響等に対する「適応策」についても推進が必要 ・気候変動の影響は地域特性等により異なるため、本県としての取組が必要
2 本県における気候の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・長期経年変化として、年平均気温は上昇傾向がみられる
3 政府適応計画における気候変動の影響評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・県における適応に資する取組を政府計画に沿って整理
4 適応策の進め方	<p>(1) 適応策の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響について現状把握と将来予測等を行った上で、被害やリスクの重大性、緊急性の評価や取組の優先度を検討し、県の施策を体系化して推進 <p>(2) 庁内の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部局間で情報共有や連携・調整を図るとともに、進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行いながら推進

第6章
推進体制

1 県と各主体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、事業者、市町村、地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、国等の各主体との連携により取組を推進
2 進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCA サイクルによる適切な進行管理を実施 ・国内外の情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを実施